

製品安全データシート(MSDS)

1. 製品及び会社情報

製品名：ミラマツト(発泡ポリエチレンシート)

会社名：(株)JSP

住所：東京都千代田区丸の内3丁目4番2号 新日石ビル

担当部門：産業資材カンパニー 担当者 飯野 勇一

電話番号：03(6212)6343 FAX番号：03(6212)6349

緊急連絡先：(株)JSP鹿沼第一工場 産業資材カンパニー 生産技術グループ

電話番号：0289(76)2211

2. 組成、成分情報 単一製品・混合物の区別 混合物

化学名	ポリエチレン	ブタン
成分及び含有量	97.0~99.9wt%	0.1~3.0wt%
化学式又は構造式	(-C ₂ H ₄ -) _n	C ₄ H ₁₀
官報公示整理番号(化審法)(6)-1		(2)-4
CAS No	9002-88-4	106-97-8(n) 75-28-5(イ)
国連分類及び国連番号(分類)	該当しない	2
(番号)	"	1011(n) 1969(イ)

3. 危険有害性の要約

分類の名称：可燃性固体

危険性：1. 消防法指定可燃物である。2. シート中の発泡剤ガスはゆるやかに揮発する。
3. 発泡剤ガスは空気中で一定濃度に達すると、なんらかの火源により火災、爆発を起こすことがある。

有害性：発泡剤ガスは高濃度の場合、窒息性、麻酔性がある。

4. 応急措置

目に入った場合：切り屑等が目に入ったときは、目を擦らずに清浄な水で洗い流す。

皮膚に付着した場合：障害を及ぼす恐れはほとんどないが、かゆみなどの異常を感じる様であれば医師の診断を受ける

吸入した場合：ガスを吸入した場合、新鮮な空気のある場所に移し、安静・保温を保ち、医師の診断を受ける

飲み込んだ場合：起こりにくい、飲み込んで急性毒性はない。大量に飲み込んだ場合は、医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

消火方法：直ちに消防署へ通報するとともに、着火源をたち、風上から消火器・多量の水で消火する。黒煙を吸い込まないように注意する。消火作業をする時は、防火服と呼吸器具を着用する。

消火剤：水、粉末消火剤、泡消火剤

6.漏出時の措置

シート状の形態であるので、該当しない。

除去方法： 散逸した場合は拾い集めて回収する。この時、着火源になるものを近づけない。

7.取扱い及び保管上の注意

取扱い： 1 . 20立方メートル以上を貯蔵・取扱う場合は、所轄消防署長への届出が必要です。

2 . 貯蔵・取扱う場合は、火気厳禁にする。

3 . 静電気、衝撃火花などの着火源が生じないように注意する。

4 . 成型作業では、溶融により低分子量成分の揮発が生じるので、これを排除する為の有効な局所排気装置等を設置する。

保管： 1 . 発泡剤ガスが滞留しないように通風、換気を行う。

2 . 直射日光が当たらないように保管する。

8.暴露防止及び保護措置

管理濃度：未設定

許容濃度：ブタン

日本産業衛生学会(2002年度版) 500ppm 1200mg/m³

ACGIH(TWA)(2001年度版) 800ppm 1900mg/m³

設備対策：揮発した発泡剤ガスが滞留しないように、適正に換気を行う。

保護具：保護手袋：シートのエッジで手を切る可能性があるため、手袋を着用することが望ましい。

9.物理的及び化学的性質

物理的状態	シート状発泡ポリエチレン
形状：	多孔質シート状固体
色：	白
臭い：	なし
溶解性：	水、低級アルコールに不溶その他の有機溶剤に可溶

物理学的状態が変化する特定の温度 / 温度範囲

沸点：	データなし
融点：	〃
引火点：	〃
発火点：	〃
爆発限界 上限：	〃
(v o 1 %) 下限：	〃
可燃性：	有り[指定可燃物]
発火性：	データなし
酸化性：	〃
粉塵爆発性：	〃

10.安定性及び反応性

安定性： 一般的な取扱いにおいて安定

自己反応性・爆発性： なし

11.有害性情報

発泡ポリエチレンシートに関してデータなし

12.環境影響情報

分解性：該当データなし

蓄積性：該当データなし

その他：オゾン層破壊物質であるフロン、ハロン類は使用していない。

13.廃棄上の注意

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従って焼却又は埋め立てを行う。地方自治体の規制がある場合は、それに従うこと。(回収リサイクルが可能である。)

14.輸送上の注意

- 1.喫煙・溶接の火花などの発火源のない、風通しのよい場所で荷役作業を行う。
- 2.積荷の近くは火気厳禁とする。
- 3.トラック輸送時には通気性を考慮の上、シート掛けを行う。
- 4.輸送トラックには消火器を備える。
- 5.水濡れ、荷崩れ防止措置を行う。
- 6.包装を傷つけたり、破袋させるような乱暴な取扱いをしない。

15.適用法令

消防法：指定可燃物(火災予防条例準則第34条)(合成樹脂類)

労働安全衛生法：有害物(施行令第18条別表9)

(ブタン) : 可燃性ガス(施行令別表1危険物)

次のいずれの法律にも規制されない。

化審法、毒物劇物取締り法、船舶安全法

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律、P R T R法

16.その他(引用文献等)

以上の情報は新しい知見により改訂されることがあります。

また、注意事項は通常取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。

以上は情報提供であって、保証するものではありません。